

| | | |
|----------------------|---|--|
| 創業支援家賃補助金制度 | 【対象】これから市内に創業をしようとする個人又は法人で、人口集中地域（「DID地区」（※1））内の空き家（利用されていない家、店舗、事務所、倉庫）を活用して新規創業を行う者（※1）直近の国勢調査の結果に基づくエリアをいいます。 【要件】下記の要件をすべて満たす者 ・これから市内に新規創業を行う個人または法人 ・事業の継続が1年以上見込まれる者 ・賃貸借契約を締結する空き家等の所有者と3親等以内でない者 | 空き家等賃借料（敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費、消費税等を除く）の1/3以内、1月につき3万円を限度とし営業開始から12月以内 |
| 創業支援資金利子補給金制度 | 【対象】これから市内に創業しようとする個人または法人で、取扱金融機関から創業のための事業資金の融資を受けて事業を行う者【取扱金融機関】燕市内の本店、支店に限る（但し、日本政策金融公庫を除く） 第四銀行、北越銀行、大光銀行、三条信用金庫、新潟県信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、日本政策金融公庫 | 融資額の500万円までを限度とし、当該資金にかかる負担利子の2%までを融資実行日から3年間、利子補給金として負担します。ただし創業時の1回限り。 |
| 産業開発促進制度 | 市内の事業者が「工場適地指定地域外」から「工場適地指定地域内」に工場を全面移転し、移転跡地を製造加工の事業の用に供さない場合、市長の指定を受けることにより当該工場にかかる固定資産税を減免します。 【対象】製造業、製造の事業を営む者が行う研究又は生産活動に波及効果をもたらす事業を営む者で、「工場適地指定地域外」から「工場適地指定地域内」に工場を移転する市内事業者 【要件】移転跡地を製造加工の用に供しないこと ※土地の取得前にご相談ください。 | ○固定資産税の不均一課税（年間500万円限度） 第1年度 10/100 第2年度 25/100 第3年度 40/100 第4年度 55/100 第5年度 70/100 ※5年間で3年分の固定資産税を減免 |
| 企業立地促進補助制度 | 市内に工場等を建設するための用地取得費や市内居住者を新規雇用した場合に補助金を交付します。 【対象】製造業、卸売業及び道路貨物運送業の事業を営む者で、管理部門（事務所等）を有する工場・倉庫・事務所を建設（新築・移設・増築）する者 【用地取得面積が3,000㎡以上】 【要件】次の要件をすべて満たすこと (1)「工場適地指定地域内」に工場等を建設すること (2)用地取得面積が3,000㎡以上であり、かつ、工場等建築面積が用地取得面積の20%以上 (3)用地取得後5年以内に工場等を建設し、事業を開始（10年以上継続して事業を営むもの）すること ※道路等で分断されず、一体で利用できる用地に限る 【用地取得面積が2,000㎡以上3,000㎡未満】 【要件】次の要件をすべて満たすこと (1)平成31年4月1日から令和4年3月31日の間に用地を取得したもの (2)「工場適地指定地域内」に工場等を建設すること (3)用地取得面積が2,000㎡以上3,000㎡未満であり、かつ、工場等建築面積が用地取得面積の20%以上 (4)用地取得後3年以内に工場等を建設し、事業を開始（10年間以上継続して事業を営むもの）すること ※道路等で分断されず、一体で利用できる用地に限る ※土地の取得前にご相談ください。 | 【用地取得面積が3,000㎡以上】 (1)用地取得費の20%以内、限度額1億円 (2)新規常用雇用者1人につき10万円、限度額1,000万円、 ※10年間の均等分割交付 【用地取得面積が2,000㎡以上3,000㎡未満】 (1)用地取得費の10%以内、限度額5,000万円 (2)新規常用雇用者1人につき10万円、限度額500万円 ※5年間の均等分割交付 |
| 工場等建設資金利子補給制度 | 工事適地指定地域に工場等を建設するため、金融機関から貸付を受け事業者に対してその負担利子の一部を補給します。 【対象】製造業、卸売業及び道路貨物運送業を営む者で、管理部門（事務所等）を有する工場等を建設し、金融機関からその建設資金の貸し付けを受ける者 【要件】 (1)「工場適地指定地域内」に工場等を建設すること (2)用地取得後5年以内に建築着手したもの（一区画1回限り） ※土地取得前にご相談ください。 | 補給対象借りに係る資金（新潟県、燕市の制度資金は対象外）で、期間内に支払った利子に対し、次のとおり補給する。 (1)支払利子の30%。ただし、産業開発促進制度（条例）に該当する場合は15%（年間500万円が限度） (2)取扱金融機関から借入を受けた日から5年以内 |
| 空き工場等活用促進補助制度 | 【対象】製造業、製造の事業を営む者が行う研究又は生産活動に波及効果をもたらす事業を営む者で、市内に工場等を有しておらず、「工場適地指定地域内」の空き工場を活用して創業する者 【要件】次の要件をすべて満たすこと ①空き工場の使用期間が1年以上の賃貸借契約を締結すること ②事業開始前後3か月以内に市内居住の新規常用雇用者を2人以上雇うこと ③空き工場等の所有者と親族関係にないこと | 空き工場の賃借料の1/2以内で市内居住の新規常用雇用者が 2人以上5人未満の場合…月額50,000円 5人以上10人未満の場合…月額75,000円 10人以上の場合…月額100,000円 ※補助対象期間=1年以内 |
| 見本市出展小間料補助制度 | 市内で1年以上事業を営む中小企業者が国内の見本市に出展する場合、出展小間料の一部を助成します（令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間に開催される見本市が対象） ※事前の申請が必要となります（申請期限：令和3年1月29日）。 ※先着順で予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します。 | 補助額：出展小間料の1/2（限度額25万円） ※申請は1事業所同一年度2回まで。 ただし燕市のものづくり品質管理制度TSOの認証事業者は3回まで。 |

◇市が金融機関を通じて融資する制度

| 制度名 | 融資の対象 | 資金用途 | 限度額 | 期間 | 利率 | 担保・保証人、取扱金融機関 |
|------------------|---|---|---|---|---------------|--|
| 地方産業育成資金 | 市内中小企業者 | 運転資金 設備資金 | 1,000万円以内 | 5年以内 7年以内 <small>(据置6ヵ月を含む)</small> | 年1.7～ 2.2% | 担保・保証人 金融機関の定めるところによる 取扱金融機関（市内） 第四銀行 北越銀行 大光銀行 三条信用金庫 新潟県信用組合 協栄信用組合 新潟大栄信用組合 越後中央農業協同組合 ※地方産業育成資金のみ 取り扱い |
| 中小企業振興資金 | 市内中小企業者 | 運転資金 設備資金 | 2,000万円以内 (併用3,000万円) | 7年以内 10年以内 <small>(据置1年を含む)</small> | 年1.5% | |
| 小売商業近代化資金 | (1)市内の商店街振興組合及び（協）燕市商店連合会に加入する各商店会の組合 (2)3年以上市内で事業を営み、資本金5,000万円以下、従業員20人以下の法人及び個人 | 店舗新・増・改築及び賃貸店舗新装・歩道整備・駐車場・賃貸店舗出店に係る敷金・保証金 | 組合 3,000万円以内 その他 2,000万円以内 | 6年以内 <small>(据置1年を含む)</small> | 年1.5% | |
| 工場等移転資金 | ア) 燕市都市計画用途地域指定による「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」以外で、3年以上事業を営み、工場適地指定地域に全面移転する又は、上記地域で3年以上事業を営み、工場適地指定地域に移転又は拡張する法人および個人 イ) 10年以上継続して事業を営み、工場適地指定地域に工場等を新設する市外の法人および個人 | 工場等用地及びこれに係る造成費 | 5,000万円以内 | 10年以内 <small>(据置1年を含む)</small> | 年1.5% | |

◇市が助成・補助する制度

| 制度名 | 助成対象 | 助成内容 |
|---------------------|--|---|
| 経営革新型事業承継補助金 | 【対象】以下のすべてを満たすこと (1)市内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む小規模企業者 (2)4月1日現在において、事業を引き継いで2年未満かつ60歳未満の経営者、または現経営者であって、60歳未満の後継者へ当該年度内に事業を引き継ぐ予定のもの (3)設備の導入に係る事業計画において、設備を導入した日から1年を経過した日以降の決算書において、労働生産性付加価値額が導入前と比較して3%以上増加となる見込みのもの 【対象設備】市内の工場や店舗、事業所に設置し使用する1,000万円以下（税抜）の機械装置、測定工具、検査工具、器具備品、店舗什器。 ※中古設備可。車両を除く | 市制度融資、または金融機関プロパー融資で、1,000万円以下の設備資金の一部について、所定の利子に相当する金額を助成 ※対象となる融資 ・燕市中小企業振興資金（設備） 利率1.5% 信用保証料補給あり ・金融機関融資（設備） 利率 長プラ以下 信用保証補給なし |
| 研修受講料補助制度 | 市内の中小企業の人づくりを目的に中小企業大学校三条校、中小企業基盤整備機構、地場産業振興センター、にいがた産業創造機構、三条テクノスクール、ポリテクセンター新潟の主催する研修を受講した事業所、新潟県労働衛生医学協会が主催する「有機溶剤作業主任者技能講習または能力向上教育」、産業環境管理協会が主催する「公害防止管理者等資格認定講習水質関係第1種または水質関係第2種」を受講した事業所 | 補助対象：各研修に対して1事業所2名以内（千円未満切り捨て）、1人あたり上限2万円 補助率：中規模企業者は受講料の1/3、小規模事業者は長期研修：受講料の2/3、短期研修：受講料の1/2 |

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| <p>新商品調達制度</p> | <p>新規性や優れた特性を有する商品の生産に取り組む事業者を「新商品生産による新事業分野開拓者」として認定し、認定した事業所が生産する新商品は市のホームページ等で公表しPRするとともに、市で用途が見込まれ購入が可能な物品は率先購入に勤め、新商品の販路開拓を支援します。 【認定対象事業所】 市内に事業所を有する市税の滞納ない事業者で、次に掲げる商品を生産する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市、国、県、NICOの補助金又は助成金若しくは融資制度を活用して開発又は事業化した商品 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品 公的機関が関与して開発又は事業化した商品 燕商工会議所の定めるメイド・イン・ツバメに認証された商品 市内の企業が取得した特許権又は意匠権に基づいて開発又は事業化した商品 高度な技術を用いて、燕市内で生産され、法令で必要と定められている安全基準・品質基準を満たしている商品 市長が適当と認めた商品 <p>【認定の対象となる商品】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市で用途が見込まれ、物品として市の購入が可能なもの 新規性、独創性、優位性があるもの 販売開始から概ね5年以内のもの | |
| <p>IoTシステム開発補助金</p> | <p>市内中小企業者の生産性向上を目的とした補助制度です。市内中小企業者が「IoTシステム（※）」の開発に要する経費の一部を補助します。※IoTシステム：IoT、AI、又は、ビッグデータ等を活用した一連の情報システム。 【対象経費】 ソフトウェア費、専用ハードウェア費、その他経費</p> | <p>【補助内容】 補助率：1/2以内 補助上限額：100万円 【交付回数】 1事業者1回限り</p> |
| <p>基盤技術人材育成支援事業補助金</p> | <p>【対象】 市内に事業所を有し、市税等の滞納のない中小企業者 自社にない基盤技術（研磨、溶接、へら絞り（手絞り）、ヤスリ製造等、機械化に馴染まず手加工を伴う技術）を内製化し、サプライチェーンの維持強化に取り組むもの 【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術指導費（専門的技術を有する者に指導、助言を受けた謝礼として支払われる経費 機械装置費※1（技術習得や内製化に必要な機械装置又は工具機器の購入に要する経費）※全自動加工機などの先端機械装置は除く。中古機械も可（適正化価格のもの） 機械移設費※1（既設場所からの取り外し又は移設等に要する経費）、教材費（技術習得に必要な材料又は消耗品の購入）、その他経費（事業遂行上必要とされるもので市長が特に認める経費）※1初年度のみ | <p>【助成対象期間】 交付決定日から3年以内 【補助対象経費及び補助額】 初年度上限額2,500千円、2年目上限額1,500千円、3年目上限額1,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術指導費…補助対象経費の10/10で、1回あたり上限16,000円 機械装置費…補助対象経費の1/2で上限200万円 機械移設費…補助対象経費の1/2 |
| <p>環境負荷低減対策支援事業</p> | <p>燕市内中小企業者の事業活動に伴い、大気中に排出される揮発性有機化合物の排出削減を推進するため各補助金を交付する。 ■設備改善資金補助金 ①洗浄装置、排ガス回収装置等の本体の新設 ②洗浄装置、排出ガス回収装置の改修 ③作業環境の改善 上記を行うために必要な機器、備品等の購入や改修並びに作業環境の改善に必要な経費と、装置の設置に必要な本体工事、付帯工事 ※中古品除く ■専門家派遣補助金 NICOが実施する専門家派遣事業のうち、中小企業の生産工程の環境対策に資するものの場合、負担額を補助</p> | <p>■設備改善資金補助金 ①限度額250万円 ②限度額50万円 ③限度額50万円 ※それぞれ対象経費の1/2</p> <p>■専門家派遣補助金 対象経費の1/3（限度額15,000円）</p> |

◇信用保証料の助成

市内の中小企業者が金融機関から資金の貸付を受けるに際し、新潟県信用保証協会から信用保証を受けた場合、その信用保証料の一部または全部に相当する額を助成し、利用者の負担軽減を図っています。

| 補充対象制度融資名 | 貸付金額（保証付融資金額） |
|---|---|
| <p>【燕市制度】 ・燕市地方産業育成資金 ・燕市中小企業振興資金 ・燕市工場等移転資金 ・燕市小売商業近代化資金 ・燕市小規模企業振興資金 ただし、中小企業振興資金の1,000万円超は設備資金に限る</p> | <p>※各々の資金について 300万円以下…100% 300万円超 500万円以下…75% 500万円超 2,000万円以下…50%</p> |
| <p>【新潟県制度】 ・小規模企業支援資金 小口零細企業保証制度要件</p> | <p>2,000万円以下…75%</p> |
| <p>・中小企業創業等支援資金（創業枠） ・事業承継資金 ・セーフティネット資金（経営支援枠） (1)セーフティネット保証5号対応要件 (5)売上・利益減少要件</p> | <p>200万円以下…100% 200万円超 500万円以下…50% 500万円超 1,000万円以下…30%</p> |
| <p>・セーフティネット資金（経営支援枠） (8)新型コロナウイルス対策要件</p> | <p>5,000万円以下…100%</p> |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| <p>海外見本市出展サポート事業補助制度</p> | <p>【対象】 市内で1年以上事業を営む中小企業者 【対象見本市】 令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間に海外で開催される見本市等 【対象経費】 会場借上費、展示装飾・設営費、広告宣伝費、展示品等輸送費、旅費、謝金、外国語翻訳費（国内取引に係る消費税及び地方消費税は対象から除きます） 【受付期間】 前期分（令和2年4月1日から令和2年9月30日までに開催される展示会）：4月1日～4月30日まで 後期分（令和2年10月1日から令和3年3月31日までに開催される展示会）：9月1日～9月30日まで ※事前の申請が必要です。 ※先着順（申請の受付順）です。 ※前・後期分ともに予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します。 ※（公財）燕三条地場産業振興センターの共同出展は対象外です。</p> | <p>①補助対象経費の1/2以内 ②限度額：初回75万円、2回目50万円、3回目25万円 ※交付決定を受けた回数（平成29年度から数える）に応じて段階的に限度額が変わります。 ※1事業者同一年度1回限り ※3回目の交付を受けた時点で申請資格を失います。</p> |
| <p>燕市職場環境整備支援事業</p> | <p>①女性専用施設などの職場環境整備費用を補助 市内事業所における人材の確保及び産業の振興を目的とした補助制度です。市内事業者が女性専用の施設を整備する場合には、工事費用の一部を補助します。 【対象者】 市内で1年以上事業を営む中小企業者 【補助経費】 女性専用トイレ、女性専用更衣室、託児室の整備に係る工事費用。また、工事の施工業者は市内業者に限る。 【補助対象工事】 床、内壁又は天井の張替え、塗替え又は新設/ふすま、障子、網戸又は畳の張替え又は新設/床、壁、窓又は天井の断熱/扉の交換又は新設/窓ガラス又はサッシの交換又は新設/カーテン又はブラインドの交換又は新設/給排水、給湯設備に関するもの/電気又はガスに関するもの/換気扇の設置/洗面台又は便座の設置/トイレの水洗又は洋式への改修 ※下水道接続工事や浄化槽設置工事、既存施設の除却は除きます。 ※既に同一建物内に施設がある場合、同じ施設の工事等は認められません。 受付期間 令和2年4月1日～令和3年1月29日 ※事前の申請が必要です。また申請に基づき交付の決定を受けた後に着手する工事で、2月末までに工事完了及び工事代金の支払いが完了する予定のものに限ります。 ※実績報告時の添付書類には、着工前（改修前）と完了（改修後）の工事写真が必要になります。また、躯体内床下等の部材については工事中の写真も必要になりますのでご注意ください。 (3)先着順（申請の受付順）です。 (4)予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します。</p> | <p>◆補助内容 (1)補助対象経費の1/5以内 (2)限度額20万円 ◆交付回数 1事業者1回限り ※1回目の交付で申請資格を失います。</p> |
| | <p>②外国人材を受け入れるための環境整備費用を補助 【対象者】 市内で1年以上事業を営む中小企業者又は個人事業者 【補助経費】 多言語化された案内表示、生産管理及び勤怠管理に関する機器、または翻訳機器や社内規則及びマニュアルの翻訳にかかる費用。 ※工事を伴う場合、施工業者が市内業者に限ります。また、着工前（改修前）と完了（改修後）の工事写真が必要になりますのでご注意ください。 受付期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日 ※事前の申請が必要です。また申請に基づき交付の決定を受けた後に令和3年3月31日までに事業完了及び代金の支払いが完了する予定のものに限ります。 (3)先着順（申請の受付順）です。 (4)予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します。</p> | <p>◆補助内容 (1)補助対象経費の1/5以内 (2)限度額 ・20万円：多言語化された案内看板、生産管理・勤怠管理に要する機器 ・5万円：翻訳機導入、社内規則マニュアル等の翻訳費用 1事業者1回限り ※1回目の交付で申請資格を失います。</p> |
| <p>産業観光受入体制整備事業</p> | <p>市では燕製品を製造する工場や製造現場等の見学を通して、地域が保有する高度な技術等に触れることができる産業観光を推進しています。燕のものづくりの魅力伝えるため、工場や製造現場等を開放し、一般観光客の受け入れのために必要となる経費の一部を補助します。 【対象者】 市内で有する事業所において製造業等を営み、製造工程等が見学可能な事業者 【申請受付期間】 令和2年4月1日～令和3年2月26日 ※申請順により、予算がなくなり次第申請受付は終了いたします。 【制作費及び設備費】 見学者用説明資料（パンフレット、展示パネル等）の製作費や説明用備品（案内用拡声器・トランシーバー等）の購入費 【制作費及び設備費（多言語化対応）】 訪日外国人旅行者等のために多言語化対応した見学者用説明資料（パンフレット、展示パネル等）の製作費や説明用備品（案内用拡声器、トランシーバー、翻訳機等）の購入費 【工事費】 見学者の通路確保や安全対策のための施設の新設、改修、改装費に要する工事費</p> | <p>【制作費及び設備費】 補助率：対象経費の1/2以内の額（1,000円未満切り捨て） 1事業所当たり20万円限度 【制作費及び設備費（多言語化対応）】 補助率：対象経費の1/2以内の額（1,000円未満切り捨て） 1事業所当たり20万円限度 【工事費】 補助率：対象経費の1/2以内の額（1,000円未満切り捨て） 1事業所当たり100万円限度</p> |

編集委員が行く!
職 吉田の
場訪問記

今回は116号線沿いの「蒸気工房」佐野正喜さんを小林委員と幸田委員が訪ねました。



■企業データ

蒸気工房
燕市吉田3437
TEL : 090-4392-6488
営業時間: 12時~ 21時
不定休

小林委員…へえ、おしゃれな照明がいっぱい!! 雑貨、インテリアも充実してるんですね。早速ですが蒸気タバコとはどういうものですか?
佐野さん…フレバーリキッドを水蒸気化させるものです。電子タバコの部類に入りますが、タバコではないんですよ。
小林委員…という事は、4月からの改正健康増進法の規制対象外?
佐野さん…そうなります。道徳的に未成年に蒸気タバコは販売しませんが、未成年でも安心して来ていただけたらいいですね。
小林委員…蒸気タバコのきっかけは?
佐野さん…大道芸で使うスモークから蒸気タバコを知りました。あと自分も禁煙したくて。
幸田委員…このお店のコンセプトはどういったものですか?
佐野さん…アンティークっぽい不思議な感じですよ。
幸田委員…お客さんはどんな方が多いですか?
佐野さん…お父さん世代の禁煙したい人が多いですね。是非蒸気タバコを試してみてください。普段はどんなタバコを?
幸田委員…○○の△△です。
佐野さん…それだとこれが違和感なく吸えると思います。
幸田委員……おもしろい。味が濃い!! これはタバコやめられるかも。
佐野さん…タバコを吸わない小林さんはこれを試してみてください。
小林委員……うん。ガムみたいな味(笑) それにしてもすごい種類ですね。タバコカミルクター…宇治抹茶まで!! 最後に今後の展望を聞かせてください。
佐野さん…今は楽しみながら一人で全てやっていますが、大変な面もあるので人を雇って2店舗目、3店舗目を出せたらいいなと思っています。

■掲載店(企業)募集!

このコーナーへの掲載店(企業)を募集しています。興味のある方は商工会までお問合せください。

今後の行事予定表

- 4月 6日(月) 第1回商業部会運営委員会(海鮮亭 滝)
- 7日(火) 新規学卒就職者歓迎会(吉田産業会館)
- 8日(水) 女性部監査会(吉田産業会館)
- 14日(火) 商工会監査会(吉田産業会館)
- 15日(水) ~16日(木)
労働保険年度更新個別指導会(吉田産業会館)
- 20日(月) 女性部総会(吉田産業会館)
- 21日(火) 定期健康診断(吉田産業会館)
- 21日(火) 新潟朱鷺市運営委員会総会(明治屋)
- 24日(金) 第1回理事会(吉田産業会館)

無料法律相談のご案内

吉田商工会で弁護士による無料法律相談が開催されます。相談は無料、おひとり約30分程度の相談時間です。ご希望の方は事前に商工会(TEL 93-2609)まで予約をお願いします。

日時 5月20日(金) 10:00~12:00

会場 吉田産業会館応接室

相談例 利息の過払い請求、従業員との労働契約に関するトラブル、売掛金の回収、リース契約、保証人、商品販売に関するトラブルの他、事業に関係のないトラブルの相談も可能です。

日本公庫金利情報

★小規模事業者経営改善資金
(マル経)

1.21% (前月比±0)

※マル経融資は商工会で経営指導を受けた方に対し無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う国の制度です。

日本公庫相談会

日時 4月15日(水)
午前10時~
~正午

場所 吉田商工会

※『普通貸付』の融資相談会です。必要書類がありますので、前日までに事前予約をお願いします。

無料特許相談会

日時 4月23日(木)
午後1時30分
~2時30分

場所 吉田商工会

相談員 黒田勇治弁護士

※実用新案・意匠・商標の相談も受け付けます。前日までに必ず事前予約をお願いします。

労働・年金相談会

日時 4月23日(木)
午前10時
~正午

場所 吉田商工会

相談員 社会保険労務士会
三条支部

一週間前までに予約申込が必要です。